

第 19 回 南 城 市 ゴ ル フ 大 会

競 技 規 則

本競技においては、J G A ゴルフ規則及び下記ローカルルールを適用する。

記

1. アウトオブバウンズの境界線は白杭、修理地は青杭または白線をもって標示する。
2. ペナルティーエリアは赤杭をもってその限界を標示する。
3. コース内の舗装道路、排水溝、樹木の支柱等は動かさない障害物とする。
4. 樹木保護のための巻物施設（巻網など）は樹木の一部とみなす。但し、樹木の巻物にはさまった球は、罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジ以内で、かつホールに近づかない所にドロップすることができる。取りだした球はふくことができる。
5. ホールとホールの間では、プレーヤーは、プレーを終了したばかりのホールのグリーン上及びその近くでは、いかなる練習ストロークも行ってはならない。
6. 測定器の使用を認める。（機能は問わない。）
7. プレーヤーは、プレー中、乗用カートを使用してもよい。

注 意 事 項

1. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないこと。
2. 無届け欠場者は、来年度の出場を停止する。
3. グリーン上においては、パター以外のクラブ使用を禁止する。

付 則

この競技規則が追加または改正になった時は、各チームに通知し、この大会のみに適用する。

南城市ゴルフ大会実行委員会